

保医発0630第4号
平成28年6月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成28年3月4日保医発0304第9号）の一部を以下のとおり改正し、平成28年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表1 I の麻酔の表中、経皮的体温調節装置システムを次のように改める。

経皮的体温 調節装置シ ステム	機械器具（12） 理学診療用器 具	中心静脈留置 型経皮的体温 調節装置 システム	中心静脈に留置し、 低体温療法が可能 なもの	L008・2	低体温療法
			中心静脈に留置し、 経皮的体温調節療 法が可能なもの	L008・3	経皮的体温調節 療法

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

改正後

現行

(別表 1)

(別表 1)

I 医科点数表関係

I 医科点数表関係

麻 酔 特定診療報酬算定医 療機器の区分	定 義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類 別	一般的名称			
(略)					
経皮的体温調節装置 システム	機械器具（12）理学診療用 器具	中心静脈留置型経皮的体 温調節装置システム	中心静脈に留置し、 <u>低体温療法が 可能なもの</u>	L008-2	低体温療法
			中心静脈に留置し、 <u>経皮的体温調 節療法が可能なもの</u>	L008-3	経皮的体温調節療 法
(略)					

特定診療報酬算定医療機器の区分	定 義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類 別	一般的名称			
(略)					
経皮的体温調節装置システム	機械器具（12）理学診療用器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム	（新設）	（新設）	（新設）
			中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	L008-3	経皮的体温調節療法
(略)					